

アンティグア・バーブーダ知的財産・商務庁 (A B I P C O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要 収録済

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 A G. I

委 任 状 附属書 A G. II

略語のリスト

国内官庁： アンティグア・バーブーダ知的財産・商務庁 (A B I P C O)

P A : 特許法, 2018年No. 22

P R : 特許規則, 2018年No. 41

指定（又は選択）官庁 AG	アンティグア・バーブーダ 知的財産・商務庁 (ABIPCO) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 AG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英 語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書） ² ・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方） ²	
国際出願の写しを要求されるか？	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始することの明示の請求を行った場合が考えられる。	
国内手数料	通貨：東カリブ・ドル（XCD） 特 許： 出願手数料 XCD 800 実用証： 出願手数料 XCD 400	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 出願人が提出した国際出願の翻訳文が、補正されたもの又は最初に提出したもののみである場合、国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に要求する。

AG	アンティグア・バーブーダ 知的財産・商務庁 (ABIPCO) (続き)	AG
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3, 4} 国際出願日の後に出願人の名称変更があった場合には、名称変更を証明する書類⁵ 出願人が特許出願及び付与を受ける資格を有する旨の宣言書^{3, 5} 出願人が先の出願の優先権主張の資格を有する旨の宣言書^{3, 5} 国際出願の翻訳文2通⁵ 出願人が発明者でない場合には、特許についての出願人の権利を正当化する説明書³ 出願人がアンティグア・バーブーダに居住していない場合には、代理人の選任 代理人の選任証書（選任書又は委任状）	
誰が代理人として行為できるか？	アンティグア・バーブーダに居住する弁護士又は国内官庁に登録された特許代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から6箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

PCT Rule	51bis1(e)	AG. 01 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。 AG. 02 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AG. I に概説されている。
PA Sec.	26(2)-(5)	AG. 03 年 金 年金は特許付与出願の出願日の1年後に開始する各年について前払する。年金支払のために規定された期間が終了したが、この年金が未払である場合、登録官は状況に応じて特許権者又は出願人に6箇月以内の猶予期間を与え、同期間内に特許権者又は出願人は年金及び年金遅延支払の割増料の支払が要求される（年金及び遅延支払の割増料の額は附属書AG. I に記載されている）。適用される期間内に年金が支払われない場合、特許は失効する。
PA Sec.	58(1)	AG. 04 代 理 出願人がアンティグア・バーブーダに居所又は業務上の本拠地のいずれも有していない場合には、アンティグア・バーブーダに居住して実務を行う、国内官庁の登録簿に登録された代理人による代理が要求される。
PR Sec.	47(1)-(3)	AG. 05 代理人の選任 代理人の選任は様式No. 7（附属書AG. II）に記載された代理人の委任によって行い、この様式に出願人が署名し、出願人が複数名の場合には各出願人が署名する。アンティグア・バーブーダに居住する弁護士であって、アンティグア・バーブーダで発行された有効な実務証明書の保持者を代理人として選任することができる。アンティグア・バーブーダに居住するが弁護士ではない代理人は、所定の手数料の支払に基づき、国内官庁に対して出願人を代理することが許可された代理人としての登録を受ける。
PA Sec.	24(1)-(3)	AG. 06 審 査 特許は実体審査後に初めて付与され、実体審査は公報における出願公開後6箇月以内に、出願人が所定の手数料の支払に基づき請求しなければならない。所定の期間内に審査請求が行われない場合には、出願を放棄したものとみなされる。
PA Sec.	17	AG. 07 出願の補正及びその時期 出願人は特許付与前であればいつでも、所定の手数料の支払に基づき自身の出願の補正が可能であるが、補正によって出願時の開示範囲を拡張しないことが条件とされる。手数料の額は附属書AG. I に記載されている。
PCT Art.	24(2) 48(2)	AG. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
PCT Rule	82bis	AG. 09 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Rule 49.6
PA Sec. 51(8)

AG. 10 権利回復

出願人は、状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行しなかった場合、権利回復を請求することができる。権利回復請求は、期間不遵守の理由解消から2箇月以内又は適用される期間の終了日から12箇月以内の、いずれか先に終了する期間内に書面で行わなければならない。国内官庁は、状況において合理的である期間内に、請求拒絶の意向に対して出願人が意見を述べる機会を与えることなく、権利回復請求を拒絶してはならない。権利回復手数料の額は附属書AG. Iに記載されている。

PCT Rule 49ter.2
PA Sec. 51(9)

AG. 11 優先権の回復

出願人が故意ではなく、又は状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、優先期間内に国際出願を行うことができなかった場合には、国内官庁に優先権の回復を請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。国内官庁は、状況において合理的である期間内に、請求拒絶の意向に対して出願人が意見を述べる機会を与えることなく、優先権回復請求の全体又は一部を拒絶してはならない。優先権回復手数料の額は附属書AG. Iに記載されている。

PCT Rule 49bis.1(a),(b)
PA Sec. 51(2)

AG. 12 実用証

出願人が国際出願を基礎として、特許に代えて実用証の取得を希望する場合には、PCT第22条又は第39条(1)で規定する行為を実行する時点で、指定官庁に対してその旨を表示する。

PA Sec. 21(1)
49(1)

AG. 13 出願変更

国際特許出願は、特許付与前であればいつでも実用証出願に変更することが可能であり、その逆も認められる。変更は附属書AG. Iに記載されている手数料の支払を条件とする、

手 数 料

(通貨：東カリブ・ドル)

特 許

出願手数料	800
20個を超える各請求の範囲についての手数料	10
各分割出願についての手数料	400
出願公開手数料	75
付与手数料	1,000
特許付与公開手数料	50
及び公開業者に支払う額	

年 金：

ー第2年度	200
ー第3年度	300
ー第4年度	400
ー第5年度	500
ー第6年度	600
ー第7年度	700
ー第8年度	800
ー第9年度	900
ー第10年度	1,000
ー第11年度	1,100
ー第12年度	1,200
ー第13年度	1,300
ー第14年度	1,400
ー第15年度	1,500
ー第16年度	1,600
ー第17年度	1,700
ー第18年度	1,800
ー第19年度	1,900
ー第20年度	2,000
年金の遅延支払手数料	400
出願変更手数料	400
権利回復手数料	800
優先権回復手数料	800

実用新案

出願手数料	400
各分割出願についての手数料	200
変更手数料	400

手数料の支払方法

手数料はすべて東カリブ・ドル建で支払わなければならない。支払は現金、小切手、又は登録官との協議によって定められ大臣が書面で承諾したその他の手段が認められる。小切手による手数料の支払は登録官宛とする。すべての支払には出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名・名称、及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

FORM NO. 7

In the matter of Patent Application No

I

APPOINT.....

Of

to be my attorney and generally in relation to my interest in the patent comprised in the above-mentioned title to do anything and everything that I myself could do, and for me and in my name to execute all such instruments to do all such acts, matter and things as may be necessary or expedient for carrying out the powers hereby given.

Signed by Date
(Applicant)

I,(Notary Public) certify that

..... (applicant) did personally stand before me, and after the contents of this instrument has been read and explained did sign this instrument and did acknowledge doing so freely and voluntary for the uses, purposes, and considerations set forth above.

Signed by Date
(Notary Public)